

広情個審第34号
令和7年7月7日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年4月12日付け広伯整第53号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第380号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年4月12日付け広伯整第53号の諮問事案（諮問第380号事案）

令和5年12月6日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和6年1月15日付け広島市指令伯整第143号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年2月12日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った本件部分開示決定を取り消し、以下に従って改めて部分開示決定を行うべきである。

- (1) 別表の「開示すべき情報」欄に掲げる以外の情報について、実施機関が不開示としたことは妥当である。
- (2) 実施機関は、別表の「開示すべき情報」欄に掲げる情報について、開示すべきである

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、真に不開示とすべき部分を除いて開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件部分開示決定により不開示とされた部分には、「下請契約関係」や「資格」なども含まれている。例えば、「技術者台帳（施工体制台帳様式）」では、元請業者の現場代理人、主任技術者の氏名や下請業者の業者名、主任技術者名などが非開示とされている。ところが、これらは、施工体系図に記載される内容であり、施工体系図は工事現場の見やすい場所に掲げなければならないものであるから公にされている情報である（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7）。また、主任技術者等の資格を有することを証する書類にも開示すべき部分が多い。「作業員名簿」においては、作業員の個人情報とともに、その業者名も非開示とされているが、氏名等を非開示とする以上は業者名を明らかにしても特定の個人が識別され得る情報であるとはいえないことから、開示すべき情報と考えられる。さらに、請負業者との雇用関係を確認するための書

類の一つとして請負業者から提出された健康保険被保険者証の写しについても、健康保険被保険者証の記号は勤務する事業所に割り振られた番号であるから、記号を非開示とする理由はなく、同様に保険者名等も開示されていることから、非開示とすべきものではないと考えられる。

イ 上記のとおり、一部を例示しただけでも、多くの開示すべき部分が非開示とされている。条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利について定めること等により、市民参加の下、市民と市との協働により、市政を推進していこうとするもので、公開を原則としている。しかし、本件部分開示決定にあつては、多くの箇所条例の恣意的な解釈がなされ、本来開示すべき部分が非開示とされていることから、全体を再度個別具体的に精査して、正しい開示をしなければならないと考える。このことから、審査請求するものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件部分開示決定において、不開示とした部分は、①個人名、電話番号等②法人名、起業ノウハウ等の2点であり、①については、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）に定める「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であり、条例第7条第1号に該当するため、不開示としたものである。②に関しては、条例に定める「法人その他の団体に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であり、条例第7条第3号に該当するため、不開示としたものである。
- (2) 請求人は、「施工体系図は工事現場の見やすい場所に掲げなければならないものであるから公にされている情報である。また、主任技術者等の資格を有することを証する書類にも開示すべき部分が多い」、「氏名等を非開示とする以上は業者名を明らかにしても特定の個人が識別され得る情報であるとはいえないことから、開示すべき情報と考えられる」、「健康保険被保険者証の記号は勤務する事業所に割り振られた番号であるから、記号を非開示とする理由はなく、同様に保険者名等も開示されていることから、非開示とすべきものではないと考えられる」など、多くの開示すべき部分が非開示とされていると主張しているが、公文書の開示請求については、条例に基づき対応するものである。

請求された公文書の情報は個人に関する情報及び法人間の下請に関する情報であり、条例第7条第1号及び第3号に該当するため、現場代理人、主任技術者の氏名、下請業者の業者名、主任技術者等の資格、健康保険被保険者証の記号及び保険者名等の情報については不開示とする取扱いとしている。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の

当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定されている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 本件部分開示決定における対象公文書及び不開示部分について

対象公文書は、実施機関が行った本件部分開示決定に関する一般国道433号（大古谷）道路防災工事（5－1）に係る工事打合せ簿であり具体的には別表に掲げる「公文書1から公文書35までの工事打合せ簿（以下「本件文書」という。）である。

当審査会が見分したところ、本件文書は、「構成」欄に記載した文書から構成されており、実施機関は、「不開示部分」欄の情報を「理由」欄に記載のとおり条例第7条第1号又は同条第3号に該当することを理由として本件部分開示決定を行っている。

以下、本件文書の不開示部分に係る不開示事由該当性について、検討する。

(5) 本件文書における不開示部分の不開示事由該当性について

ア 本件文書における元請業者、下請業者及び再下請業者の主任技術者の氏名について

(7) 実施機関は、当該情報は、個人の氏名であり特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

これに対し請求人は、当該情報は建設業法に基づき施工体系図に記載される内容であり、施工体系図は工事現場の見やすい場所に掲げなければならないとされていることから、公にされている情報であるため条例第7条第1号本文から除かれ、開示すべきと主張する。

(8) 当審査会が見分した内容及び実施機関に確認した内容によれば、本件開示請求に係る当該工事（以下「本件工事」という。）の工期は令和6年1月30日までであるが、令和5年11月9日には本件工事の引渡しは完了しており、本件開示請求があった時点では、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の7に規定する施工体系図の掲示は行われていなかったと認められる。

(9) 条例第7条第1号アに規定する「公にされている情報」とは、開示請求時点で何人でも容易に知り得る状態に置かれている情報をいうものであり、一度は公にされても、その後の時間の経過により開示請求時点では何人でも知り得る状況になかった場合は、公にされている情報には当たらないと解するのが適当である。

(10) 以上のことから、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号ただし書の規定のいずれにも該当しないため、当該情報を

同号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 本文書における下請業者及び再下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影について

- (7) 実施機関は、当該情報は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと主張する。

これに対し請求人は、下請業者及び再下請業者の業者名は建設業法に基づき施工体系図に記載される内容であり、施工体系図は工事現場の見やすい場所に掲げなければならないとされていることから、公にされている情報であり開示すべきと主張する。

- (4) ア(イ)のとおり本件工事に係る施工体系図は開示請求時点においては掲示されておらず、下請業者及び再下請業者の業者名はア(イ)のとおり公にされている情報には当たらない。

- (9) 当該情報は、本件工事に係る下請及び再下請に関する情報であり実施機関の主張のとおり法人間の取引先情報に当たる一方で、広島市の事業の請負に関する情報でもあると認められる。建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事においては、それを「公衆が見やすい場所」に掲示することを法令で義務づけているのは、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保する目的があるものと解される。

これらのことを踏まえると、公共工事における下請及び再下請に関する情報は、単に法人の取引先情報としてのみ捉えるのは適切でなく、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報ということもできない。

- (5) 以上のことから、当該情報を公にすると、元請業者、下請業者及び再下請業者の関係が明らかとはなるが、条例第7条第3号に該当する法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、当該情報を同号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

したがって、実施機関は、当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ウ 本文書における元請業者、下請業者及び再下請業者の主任技術者の資格内容について

- (7) 実施機関は、当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

- (4) 当審査会が見分した内容及び実施機関に確認した内容によれば、本件工事の引き渡し完了するまでの期間においては、本件工事に係る施工体系図は法令に基づき公衆が見やすい場所に掲げられていたものである。そうすると、本件工事が行われていた一定の期間において本文書における元請業者、下請業者及び再下請業者の主任技術者の氏名は公にされていたことから、当該情報を公にした場合、これらの者の資格内容が明らかになるおそれがあることか

ら、当該情報は条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

(ウ) 以上のことから、当該情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 本件文書における登録内容確認書（工事実績）について

当審査会が見分したところ、登録内容確認書（工事実績）の不開示部分は、現場代理人及び主任技術者の氏名・振り仮名・生年月日・技術者ID・従事期間である。

主任技術者の氏名はアのとおり条例第7条第1号の不開示理由が認められる。その他の情報についても、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、同号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 本件文書における技術者台帳（施工体制台帳様式）の顔写真について

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 本件文書における現場代理人、安全衛生責任者、安全衛生推進者、雇用管理責任者及び情報セキュリティ責任者の氏名について

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 本件文書における健康保険被保険者証の写しについて

当審査会が見分したところ、健康保険被保険者証の写しの不開示部分は、被保険者の氏名・振り仮名・生年月日、性別、資格取得年月日及び交付年月日等並びに事業所所在地、事業所名称及び保険者番号である。

被保険者の氏名・振り仮名・生年月日、性別、資格取得年月日及び交付年月日等は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

事業所所在地、事業所名称及び保険者番号は、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、被保険者の氏名・振り仮名・生年月日、性別、資格取得年月日及び交付年月日等を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、事業所所在地、事業所名称及び保険者番号を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は事業所所在地、事業所名称及び保険者番号を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ク 本件文書における雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し（以下「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し」という。）について

当審査会が見分したところ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しの不開示部分は、被保険者氏名・生年月日・被保険者番号、性別及び資格取得年月日並びに確認（受理）通知年月日、事業所名略称、事業所番号及び管轄区分である。

被保険者氏名・生年月日・被保険者番号、性別及び資格取得年月日は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

確認（受理）通知年月日、事業所名略称、事業所番号及び管轄区分は、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、被保険者氏名・生年月日・被保険者番号、性別及び資格取得年月日を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、確認（受理）通知年月日、事業所名略称、事業所番号及び管轄区分を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は確認（受理）通知年月日、事業所名略称、事業所番号及び管轄区分を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

- ケ 本件文書における施工体制台帳、下請負人に関する事項、建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳等」という。）の下請業者及び再下請業者の健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等、施工に必要な許可業種、許可番号・許可（更新）年月日、業者名、住所、電話番号、代表者の氏名及び事業者IDについて

当該情報は、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関はこれらの情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

- コ 本件文書における個別工事下請契約約款の写しについて

当審査会が見分したところ、個別工事下請契約約款の写しの不開示部分は、約款内容全てである。

当該情報は、元請業者と下請業者の契約に関する情報であり、どのような条件で契約を締結するかという情報は、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報といえることから、条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- サ 本件文書における注文書、注文請書、注文書（変更）、注文請書（変更）、工事発注書及び工事請書の写し（以下「注文書等の写し」という。）について

当審査会が見分したところ、注文書等の写しの不開示部分は、元請業者、下請業者及び再下請

業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影並びに金額、印紙、支払条件及び金額等の明細である。

元請業者、下請業者及び再下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影は、元請業者、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

金額、印紙、支払条件及び金額等の明細は、元請業者と下請業者及び下請業者と再下請業者の契約に関する情報であり、このとおり通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報といえることから、条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

したがって、金額、印紙、支払条件及び金額等の明細を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、元請業者、下請業者及び再下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は元請業者、下請業者及び再下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

シ 本件文書における労働保険加入・労働保険料等納付証明願の写しについて

当審査会が見分したところ、労働保険加入・労働保険料等納付証明願の写しの不開示部分は、下請業者及び再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影、基幹番号等、労働保険の加入状況・労働保険料等の納付状況である。

下請業者及び再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影、基幹番号等は、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

当審査会が、見分した内容及び実施機関に確認した内容によれば、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入及び当該保険料の完納は、広島市の建設工事の競争入札における参加条件の一つであり、下請契約についても同様の条件とされている。

したがって、イのとおり下請業者及び再下請業者の業者名については条例第7条第3号の不開示理由は認められないこと及び上記事情も考え合わせれば、下請業者及び再下請業者の労働保険の加入状況及び労働保険料等の納付状況を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

以上のことから、下請業者及び再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影、基幹番号等及び労働保険の加入状況・労働保険料等の納付状況を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ス 本件文書における健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書、納付書・領収証書、保険料納入告知額・領収済額通知書、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書、労働保険料等納入通知書及び雇用保険加入に関する証明書の写し（以下「通知書等の写し」とい

う。)について

当審査会が見分したところ、通知書等の写しの不開示部分は、下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名、事業所名、事業所所在地、労働保険番号、事業所整理記号・事業所番号及び基幹番号等である。

当該情報は、下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

セ 公文書1における設置届事業主控の写しについて

当審査会が見分したところ、設置届事業主控の写しの不開示部分は設置届事業主控の写しの内容全てである。

当該情報は、下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ソ 公文書3における加入証明書、公文書3及び公文書6における契約者証並びに公文書6における証の写し（以下「加入証明書等の写し」という。）について

当審査会が見分したところ、加入証明書等の写しの不開示部分は、共済契約者名・住所・共済契約者番号及び証の写しの内容全てである。

当該情報は、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

タ 公文書6及び公文書11における作業員名簿について

当審査会が見分したところ、作業員名簿の不開示部分は、個人の氏名・振り仮名・生年月日・年齢・住所、家族連絡先・最近の健康診断日・血圧・血液型、雇入年月日・経験年数、健康保険・年金保険・雇用保険・建設業退職金共済・中小企業退職金共済の加入状況及び教育・資格・免許に係る情報並びに下請業者及び再下請業の業者名・住所・電話番号・印影である。

個人の氏名・振り仮名・生年月日・年齢・住所・家族連絡先・最近の健康診断日・血圧・血液型、雇入年月日・経験年数、健康保険・年金保険・雇用保険・建設業退職金共済・中小企業退職金共済の加入状況及び教育・資格・免許に係る情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものである

ことから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

下請業者及び再下請業者の業者名・住所・電話番号・印影は、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、イのとおり当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、個人の氏名・振り仮名・生年月日・年齢・住所、家族連絡先・最近の健康診断日・血圧・血液型・雇入年月日・経験年数、健康保険・年金保険・雇用保険・建設業退職金共済・中小企業退職金共済の加入状況及び教育・資格・免許に係る情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、下請業者及び再下請業者の業者名・住所・電話番号・印影を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は下請業者及び再下請業者の業者名・住所・電話番号・印影を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

チ 公文書5及び公文書21における修了証の写しについて

当審査会が見分したところ、修了証の写しの不開示部分は、個人の氏名・振り仮名・本籍・生年月日・住所・顔写真、修了証番号、修了年月日、有効年月日及び交付年月日等である。

当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第1号に該当により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ツ 公文書3及び公文書21における一般建設業の許可について（通知）の写しについて

当審査会が見分したところ、一般建設業の許可について（通知）の写しの不開示部分は、下請業者及び再下請業者の業者名、代表者の氏名、許可番号及び許可の有効期間である。

当該情報は、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

テ 公文書6の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（以下「標準報酬決定通知書の写し」という。）について

当審査会が見分したところ、標準報酬決定通知書の写しの不開示部分は、被保険者の氏名・生年月日及び再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名である。

被保険者の氏名・生年月日は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名は、再下請業者に関する情報であるが、イのとおり当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると

はいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、被保険者の氏名・生年月日を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ト 公文書3の個人の工事経歴書（以下「工事経歴書」という。）について

当審査会が見分したところ、工事経歴書の不開示部分は、個人の氏名、工事名称・工期及び合計年月並びに下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影である。

個人の氏名、工事名称・工期及び合計年月は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影は、下請業者に関する情報であるが、イのとおり当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、個人の氏名、工事名称・工期及び合計年月を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ナ 公文書6における実務経験証明書及び実務経歴書の写し（以下「経歴書の写し」という。）について

当審査会が見分したところ、経歴書の写しの不開示部分は、技術者の氏名・生年月日、入社年月日、法該当区分、職種及び実務経験内容・実務経験年数並びに下請業者及び再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影・電話番号・ファックス番号である。

技術者の氏名・生年月日、入社年月日、法該当区分、職種及び実務経験内容・実務経験年数は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

下請業者及び再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影・電話番号・ファックス番号は、下請業者及び再下請業者に関する情報であるが、イのとおり当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、技術者の氏名・生年月日、入社年月日、法該当区分、職種及び実務経験内容・実務経験年数を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、下請業者及び再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影・電話番号・ファックス番号を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は下請業者及び再下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影・電話番号・ファックス番号を不開示とした決定を取り消し開示すべき

である。

ニ 公文書 1 における警備契約前書面の写しについて

当審査会が見分したところ、警備契約前書面の写しの不開示部分は、担当者の氏名・印影及び苦情窓口の役職・氏名並びに下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影、料金の支払方法、損害賠償額・請負料金明細書の金額欄等及び苦情窓口の電話番号である。

担当者の氏名・印影及び苦情窓口の役職・氏名は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 1 号の不開示理由が認められる。

料金の支払方法及び損害賠償額・請負料金明細書の金額欄等は、元請業者と下請業者の契約に関する情報であり、このとおり通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報といえることから、条例第 7 条第 3 号の不開示理由が認められる。

下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影及び苦情窓口の電話番号は、下請業者に関する情報であるが、イのとおりに当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第 7 条第 3 号の不開示理由は認められない。

したがって、担当者の氏名・印影及び苦情窓口の役職・氏名を条例第 7 条第 1 号により、料金の支払方法及び損害賠償額・請負料金明細書の金額欄等を条例第 7 条第 3 号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影及び苦情窓口の電話番号を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影及び苦情窓口の電話番号を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ヌ 公文書 1 における認定証の写しについて

当審査会が見分したところ、認定証の写しの不開示部分は、下請業者の業者名・住所、番号及び有効期間である。

当該情報は、下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第 7 条第 3 号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ネ 公文書 1 における広島南社会保険事務所長からの適用通知書の写し（以下「適用通知書の写し」という。）について

当審査会が見分したところ、適用通知書の写しの不開示部分は、事業所整理記号、事業所番号、事業所名称、事業所所在地、電話番号、事業主氏名、管掌区分、適用区分及び適用年月日である。

当該情報は、下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不
開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当
該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ノ 公文書4における道路使用許可申請書・道路使用許可証について

当審査会が見分したところ、道路使用許可申請書・道路使用許可証の不開示部分は、現場責任
者の氏名・住所・電話番号である。

当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等
により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理
由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第1号に該当により不開示とした実施機関の判断は妥当
である。

ハ 公文書5における現場事務担当者、資材担当者、労務担当者、出来形管理等担当者の氏名、緊
急連絡先一覧の個人の氏名・住所・電話番号及び作業主任者の正・副の氏名・資格者証番号に
ついて

当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等
により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理
由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第1号に該当により不開示とした実施機関の判断は妥当
である。

ヒ 公文書5における協力業者一覧の業者名・所在地・施工工種・電話番号について

当該情報は、下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上
の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不
開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当
該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

フ 公文書6における労働保険料等納入通知書及び保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（以
下「領収済額通知書等の写し」という。）について

当審査会が見分したところ、領収済額通知書等の写しの不開示部分は、下請業者の業者名・住
所・代表者の氏名、労働保険番号、事業所整理記号・事業所番号及び口座情報である。

下請業者の業者名・住所・代表者の氏名、労働保険番号及び事業所整理記号・事業所番号は、
下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正
当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認め
られない。

口座情報は、専ら法人等の内部に関する情報であり、条例第7条第3号の不開示理由が認めら

れる。

したがって、口座情報を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、下請業者の業者名・住所・代表者の氏名、労働保険番号及び事業所整理記号・事業所番号を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は下請業者の業者名・住所・代表者の氏名、労働保険番号及び事業所整理記号・事業所番号を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

- ヘ 公文書6における建退共証紙請求の辞退について及び退職金規程の写し（以下「退職金規程の写し等」という。）について

当審査会が見分したところ、退職金規程の写し等の不開示部分は、再下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名・印影並びに退職金の支給額、支払時期及び方法に係る記載である。

再下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名・印影は、再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

退職金の支給額、支払時期及び方法に係る記載は、専ら法人等の内部に関する情報であり、条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

したがって、退職金の支給額、支払時期及び方法に係る記載を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、再下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名・印影を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は再下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名・印影を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

- ホ 公文書16におけるレディーミクストコンクリート配合計画書（鑑）、品質管理監査合格証、認証書、レディーミクストコンクリート配合計画書、配合計算書、セメント試験成績表、骨材試験成績書、骨材のアルカリシリカ反応性（化学法）試験結果報告書、骨材のアルカリシリカ反応性（モルタルバー法）試験結果報告書、水質試験結果報告書、コンクリート用化学混和剤（JIS A 6204）試験結果報告書、7/18 付け材料承認願、8/14 付け材料使用承認願及びご使用承認願（以下「材料承認願等」という。）について

当審査会が見分したところ、材料承認願等の不開示部分は、工場名・所在地・印影・電話番号・ファックス番号、合格証番号、認証番号、法人名・住所（所在地）・代表者の氏名・ロゴマーク・法人を推認させる略称、試料採取者、試料採取立合者、産地、製品名、試料採取場所、準拠規格の一部、呼称等（以下「材料等情報」という。）及び下請業者の業者名・住所・電話番号・印影・ロゴマーク並びに配合計画者の氏名及び個人の印影である。

配合計画者の氏名及び個人の印影は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

材料等情報は、本件工事に関する法人の材料等の調達に係る取引先等の情報であり、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報といえることから、条例第7条第3号の不開

示理由が認められる。

下請業者の業者名・住所・電話番号・印影・ロゴマークは、下請業者に関する情報であるが、イのとおり当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

以上のことから、配合計画者の氏名及び個人の印影を条例第7条第1号により、材料等情報を同条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、下請業者の業者名・住所・電話番号・印影・ロゴマークを不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は下請業者の業者名・住所・電話番号・印影・ロゴマークを不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

マ 公文書20における業務災害総合保険（あんしんプロテクトW）加入者票の写しについて

当審査会が見分したところ、業務災害総合保険（あんしんプロテクトW）加入者票の写しの不開示部分は、加入者証券番号、契約団体名、引受保険会社の名称・営業店名、代理店名、連絡先、保険料の金額・制度維持費・払込方法及び補償内容・特約条項である。

当該情報は、元請業者が加入している保険に関する情報であり、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報といえることから、条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ミ 公文書21における建設大臣の証明書の写しについて

当審査会が見分したところ、建設大臣の証明書の写しの不開示部分は、個人の氏名・本籍・生年月日、番号、証明書の名称、証明文及び年月日である。

当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第1号に該当により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ム 公文書21における変更届出書の写しについて

当審査会が見分したところ、変更届出書の写しの不開示部分は、再下請業者の業者名・住所、変更前及び変更後の代表者の氏名、専任技術者等の氏名、許可番号、許可年月日、法人番号、変更年月日、備考欄並びに変更届の受付を受けた事業主の名称、担当者の氏名、印影及び電話番号・ファックス番号である。

変更届の受付を受けた事業主の名称、担当者の氏名、印影及び電話番号・ファックス番号は、再下請業者の取引先情報であり、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報といえることから、条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

再下請業者の業者名・住所、変更前及び変更後の代表者の氏名並びに許可番号・許可年月日・法人番号・変更年月日及び備考欄は、再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条

例第7条第3号の不開示理由は認められない。

専任技術者等の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

以上のことから、専任技術者等の氏名を条例第7条第1号により、変更届の受付を受託した事業主の名称、担当者の氏名、印影及び電話番号・ファックス番号を同条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、再下請業者の業者名・住所、変更前及び変更後の代表者の氏名並びに許可番号・許可年月日・法人番号・変更年月日及び備考欄を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は再下請業者の業者名・住所、変更前及び変更後の代表者の氏名並びに許可番号・許可年月日・法人番号・変更年月日及び備考欄を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

メ 公文書21における広島商工会議所特定退職金共済制度加入証明書の写しについて

当審査会が見分したところ、広島商工会議所特定退職金共済制度加入証明書の写しの不開示部分は、再下請業者の業者名・所在地・代表者の氏名及び事業所番号である。

当該情報は、再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

なお、退職金共済制度の加入先の名称等については、同制度が任意加入か否かという点も開示・不開示の判断に影響する点に留意されたい。

モ 公文書21における社会保険料納入証明書の写しについて

当審査会が見分したところ、社会保険料納入証明書の写しの不開示部分は、再下請業者の業者名・所在地・代表者の氏名、事業所整理記号・事業所番号、適用年月日及び未納の有無である。

再下請業者の業者名・所在地・代表者の氏名、事業所整理記号・事業所番号及び適用年月日は、再下請業者に関する情報であるが、当該情報を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

未納の有無は、シのとおり社会保険料等の納付状況を公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第3号の不開示理由は認められない。

したがって、再下請業者の業者名・所在地・代表者の氏名、事業所整理記号・事業所番号及び適用年月日並びに未納の有無を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ヤ 公文書21における技能検定合格証書の写しについて

当審査会が見分したところ、技能検定合格証書の写しの不開示部分は、個人の氏名、生年月日、検定職種、技能士の名称、証明文、証明年月日及び番号である。

個人の氏名、生年月日、検定職種、技能士の名称、証明年月日及び番号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

証明文は、100を超える技能検定職種のうちいずれかの検定に合格したことを証明するものであり、技能検定合格証書という証書名と同様に、これを開示することによって主任技術者の資格内容が明らかになるおそれがあるとはいえない。

したがって、個人の氏名、生年月日、検定職種、技能士の名称、証明年月日及び番号を条例第7条第1号に該当により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、証明文を不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は証明文を不開示とした決定を取り消し開示すべきである。

ユ 公文書35における再生資源利用計画書、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用促進計画書（以下「再生資源利用計画書等」という。）について

当審査会が見分したところ、再生資源利用計画書等の不開示部分は、工事責任者及び調査票記入者の氏名並びに再生資材の供給元施設、再生資材の供給元場所住所、搬出先名称及び搬出先場所住所である。

工事責任者及び調査票記入者の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

再生資材の供給元施設、再生資材の供給元場所住所、搬出先名称及び搬出先場所住所は、本件工事に関する法人の再生資源利用に係る取引先情報である。当該情報は、通常、事業を営む者が秘匿することを認められている情報といえることから条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

以上のことから、工事責任者及び調査票記入者の氏名を条例第7条第1号により、再生資材の供給元施設、再生資材の供給元場所住所、搬出先名称及び搬出先場所住所を同条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 4 . 1 2	広伯整第 5 3 号の諮問を受理（諮問第 3 8 0 号で受理）
R 6 ・ 7 ・ 2 6 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 8 ・ 2 3 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 9 ・ 1 8 (第 3 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 1 0 ・ 2 5 (第 4 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 1 1 ・ 2 2 (第 5 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 1 2 ・ 2 5 (第 6 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 ・ 1 ・ 2 4 (第 7 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 ・ 2 ・ 2 8 (第 8 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 ・ 3 ・ 1 9 (第 9 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 ・ 4 ・ 2 5 (第 1 0 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 ・ 5 ・ 3 0 (第 1 1 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
伊 藤 誠 治	株式会社中国放送報道制作局長
栗 原 理 (部会長)	広島消費者協会理事・顧問
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授

工事打合せ簿一覧（一般国道４３３号（大古谷）道路防災工事（５－１））

公文書 1	令和 5 年 7 月 18 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
技術者台帳（施工体制台帳様式）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	下請業者（再下請を含む広義の「下請」。以下、同じ。）の業者名	7 条 3 号	下請業者の業者名
	顔写真	7 条 1 号	—
施工体制台帳	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の資格内容	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名
	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等	7 条 3 号	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等
	施工に必要な許可業種、許可番号、許可（更新）年月日	7 条 3 号	施工に必要な許可業種、許可番号、許可（更新）年月日
	安全衛生推進者及び雇用管理責任者の氏名	7 条 1 号	—
警備契約前書面の写し	下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名及び印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名及び印影
	担当者の氏名・印影	7 条 1 号	—
	料金の支払方法	7 条 3 号	—
	損害賠償額・請負料金明細書の金額欄等	7 条 3 号	—
	苦情窓口の役職・氏名	7 条 1 号	—
	苦情窓口の電話番号	7 条 3 号	苦情窓口の電話番号
認定証の写し	下請業者の業者名・住所、番号及び有効期間	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所、番号及び有効期間
設置届事業主控の写し	内容全て	7 条 3 号	内容全て
適用通知書の写し	事業所整理記号、事業所番号、事業所名称、事業所所在地、電話番号、事業主氏名、管掌区分、適用区分及び適用年月日	7 条 3 号	事業所整理記号、事業所番号、事業所名称、事業所所在地、電話番号、事業主氏名、管掌区分、適用区分及び適用年月日

公文書 2	令和 5 年 7 月 19 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
登録内容確認書（工事実績）	現場代理人及び主任技術者の氏名・振り仮名・生年月日・技術者 ID 及び従事期間	7 条 1 号	—

公文書 3	令和 5 年 7 月 24 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
一般建設業の許可について（通知）の写し	下請業者の業者名・代表者の氏名、許可番号及び許可の有効期間	7 条 3 号	下請業者の業者名・代表者の氏名、許可番号及び許可の有効期間
健康保険被保険者証の写し	被保険者の氏名・振り仮名・生年月日・性別、資格取得年月日及び交付年月日等	7 条 1 号	—
	事業所名称	7 条 3 号	事業所名称
工事経歴書	個人の氏名、工事名称・工期及び合計年月	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名及び印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名及び印影
労働保険加入・労働保険料等納付証明願の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名
	基幹番号等	7 条 3 号	基幹番号等
	労働保険の加入状況	7 条 3 号	労働保険の加入状況
	労働保険料等の納付状況	7 条 3 号	労働保険料等の納付状況
健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書の写し	下請業者の業者名、住所及び代表者の氏名	7 条 3 号	下請業者の業者名、住所及び代表者の氏名
	事業所整理記号及び事業所番号	7 条 3 号	事業所整理記号及び事業所番号
納付書・領収証書の写し	下請業者の業者名・住所	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所
	基幹番号等	7 条 3 号	基幹番号等
保険料納入告知額・領収済額通知書の写し	下請業者の業者名・住所	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名
	基幹番号等	7 条 3 号	基幹番号等
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し	確認（受理）通知年月日、事業所名略称・事業所番号及び管轄区分	7 条 3 号	確認（受理）通知年月日、事業所名略称・事業所番号及び管轄区分
	被保険者氏名・生年月日・被保険者番号、性別及び資格取得年月日	7 条 1 号	—
加入証明書の写し	共済契約者名、住所及び共済契約者番号	7 条 3 号	共済契約者名、住所及び共済契約者番号
契約者証の写し	内容全て	7 条 3 号	内容全て
注文書の写し	下請業者の業者名	7 条 3 号	下請業者の業者名
	金額、支払条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—

公文書 3 (続き)	令和 5 年 7 月 24 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
注文請書の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、印紙、支払条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—
下請負人に関する事項	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名
	施工に必要な許可業種、許可番号及び許可（更新）年月日	7 条 3 号	施工に必要な許可業種、許可番号及び許可（更新）年月日
	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等	7 条 3 号	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等
	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の資格内容	7 条 1 号	—
	安全衛生責任者、安全衛生推進者及び雇用管理責任者の氏名	7 条 1 号	—
技術者台帳（施工体制台帳様式）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名	7 条 3 号	下請業者の業者名
	顔写真	7 条 1 号	—

公文書 4	令和 5 年 7 月 28 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
道路使用許可申請書・道路使用許可証	現場責任者の氏名・住所・電話番号	7 条 1 号	—

公文書 5	令和 5 年 8 月 4 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
一般国道 433 号（大古谷）道路防災工事（5-1）施工計画書	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	現場事務担当者、資材担当者、労務担当者、出来形管理等担当者の氏名	7 条 1 号	—
	協力業者一覧の業者名・所在地、施工工種・電話番号	7 条 3 号	協力業者一覧の業者名・所在地、施工工種・電話番号
	緊急連絡先一覧の個人の氏名・住所・電話番号	7 条 1 号	—
	作業主任者の正・副の氏名及び資格者証番号	7 条 1 号	—
	修了証の写しの個人の氏名・振り仮名・本籍・生年月日・住所・顔写真及び交付年月日等	7 条 1 号	—

公文書 6	令和 5 年 8 月 5 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）（再下請負通知書）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影
	施工に必要な許可業種、許可番号及び許可（更新）年月日	7 条 3 号	施工に必要な許可業種、許可番号及び許可（更新）年月日
	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等	7 条 3 号	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の資格内容	7 条 1 号	—
	安全衛生責任者、安全衛生推進者、雇用管理責任者及び情報セキュリティ責任者の氏名	7 条 1 号	—
注文書の写し	下請業者の業者名	7 条 3 号	下請業者の業者名
	金額、支払条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—
注文請書の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、印紙、支払条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—
契約者証の写し	内容全て	7 条 3 号	内容全て
労働保険料等納入通知書及び保険料納入告知額・領収済額通知書の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名及び労働保険番号	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名及び労働保険番号
	口座情報	7 条 3 号	—
	事業所整理記号・事業所番号	7 条 3 号	事業所整理記号・事業所番号
健康保険被保険者証の写し	被保険者の氏名・振り仮名・生年月日・性別・資格取得年月日及び交付年月日等	7 条 1 号	—
	事業所名称及び保険者番号	7 条 3 号	事業所名称及び保険者番号
実務経験証明書の写し	技術者の氏名・生年月日、入社年月日、法該当区分、職種及び実務経験内容・実務経験年数	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・ファックス番号・代表者の氏名・印影
証の写し	内容全て	7 条 3 号	内容全て
実務経歴書の写し	技術者の氏名・生年月日、入社年月日、法該当区分、職種及び実務経験内容・実務経験年数	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名・印影
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	被保険者の氏名及び生年月日	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名

公文書 6 (続き)	令和 5 年 8 月 5 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
注文書の写し	下請業者の業者名・代表者名・住所・電話番号・ファックス番号・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・代表者名・住所・電話番号・ファックス番号・印影
	注文金額、支払い条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
注文請書の写し	下請業者の業者名・代表者名・住所・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・代表者名・住所・印影
	注文金額、印紙、支払い条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—
建退共証紙請求の辞退についての写し	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名・印影
退職金規程の写し	退職金の支給額、支払時期及び方法に係る記載	7 条 3 号	—
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し	確認（受理）通知年月日、事業所名略称・事業所番号	7 条 3 号	確認（受理）通知年月日、事業所名略称・事業所番号
	被保険者氏名・生年月日・被保険者番号、性別及び資格取得年月日	7 条 1 号	—
作業員名簿	個人の氏名・振り仮名・生年月日・年齢・住所・家族連絡先・最近の健康診断日・血圧・血液型、雇入年月日・経験年数及び教育・資格・免許に係る情報	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・印影
技術者台帳（施工体制台帳様式）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名	7 条 3 号	下請業者の業者名
	顔写真	7 条 1 号	—

公文書 7	令和 5 年 8 月 7 日 事前調査結果報告書及び接触・切断等事故防止対策計画書について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
接触・切断等事故防止対策計画書（施工計画時）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—

公文書 8	令和 5 年 8 月 7 日 落石予防工のアンカー長及び材料数量について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—

公文書9	令和5年8月7日 伐採作業の施工について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書10	令和5年8月10日 足場工（作業構台）について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書11	令和5年8月10日 第5回下請関係書類について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
作業員名簿	個人の氏名・振り仮名・生年月日・年齢、健康保険・年金保険・雇用保険・建設業退職金共済・中小企業退職金共済の加入状況及び教育・資格・免許に係る情報	7条1号	—
	下請業者の業者名・住所・電話番号・印影	7条3号	下請業者の業者名・住所・電話番号・印影
注文書の写し	下請業者の業者名	7条3号	下請業者の業者名
	金額、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—

公文書12	令和5年8月14日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
注文請書（変更）の写し	元請業者の業者名、下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7条3号	元請業者の業者名、下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、印紙、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—
注文書（変更）の写し	下請業者の業者名	7条3号	下請業者の業者名
	金額、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—

公文書13	令和5年8月17日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書14	令和5年8月24日 高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書15	令和5年8月24日 高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網の下請契約について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書16	令和5年8月25日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
レディーミクストコンクリート配合計画書（鑑）	工場名・所在地・印影・電話番号・ファックス番号	7条3号	—
品質管理監査合格証	工場名、合格証番号	7条3号	—
認証書	認証番号、法人名・所在地及び工場名・所在地	7条3号	—
レディーミクストコンクリート配合計画書	工場名・所在地・印影	7条3号	—
	法人名、産地及び製品名	7条3号	—
	配合計画者の氏名	7条1号	—
配合計算書	配合計画者の氏名	7条1号	—
セメント試験成績表	法人名・印影、住所及び電話番号	7条3号	—
	個人の印影	7条1号	—
骨材試験成績書	工場名・所在地・印影	7条3号	—
	産地	7条3号	—
骨材のアルカリシリカ反応性（化学法）試験結果報告書	法人名・住所、産地、試料採取場所、試料採取者及び試料採取立会者	7条3号	—
	個人の印影	7条1号	—

公文書16（続き）	令和5年8月25日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
骨材のアルカリシリカ反応性（モルタルバー法）試験結果報告書	法人名・住所、産地、試料採取者及び試料採取立会者	7条3号	—
	個人の印影	7条1号	—
水質試験結果報告書	工場名・住所	7条3号	—
	個人の印影	7条1号	—
コンクリート用化学混和剤（JIS A 6204）試験結果報告書	工場名、法人名・印影・ロゴマーク及び商品名	7条3号	—
	個人の印影	7条1号	—
7/18付け材料承認願	下請業者の業者名・ロゴマーク・住所・電話番号・印影	7条3号	下請業者の業者名・ロゴマーク・住所・電話番号・印影
7/18付け材料承認願	法人名・印影、法人名を推認させる略称及び準拠規格の一部	7条3号	—
8/14付け材料使用承認願	法人名及び製品名	7条3号	—
ご使用承認願	法人名・所在地、印影、代表者の氏名、製品名及び呼称等	7条3号	—

公文書17	令和5年9月4日 誘導壁の施工（吹付枠及びモルタル吹付）について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書18	令和5年9月4日 迂回路における外側線の消去及びセンターラインの設置について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書19	令和5年9月5日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書20	令和5年9月6日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
業務災害総合保険（あんしんプロジェクトW）加入者票の写し	加入者証券番号	7条3号	—
	契約団体名、引受保険会社の名称・営業店名、代理店名及び連絡先	7条3号	—
	保険料の金額・制度維持費・払込方法及び補償内容・特約条項	7条3号	—

公文書21	令和5年9月7日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
施工体制台帳	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
	主任技術者の資格内容	7条1号	—
	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名	7条3号	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名
	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等	7条3号	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等
	施工に必要な許可業種、許可番号及び許可（更新）年月日	7条3号	施工に必要な許可業種、許可番号及び許可（更新）年月日
	安全衛生推進者及び雇用管理責任者の氏名	7条1号	—
一般建設業の許可について（通知）の写し	下請業者の業者名・代表者の氏名、許可番号及び許可の有効期間	7条3号	下請業者の業者名・代表者の氏名、許可番号及び許可の有効期間
建設大臣の証明書の写し	個人の氏名・本籍・生年月日、番号、証明書の名称、証明文及び年月日	7条1号	—
健康保険被保険者証の写し	被保険者の氏名・振り仮名・生年月日・資格取得年月日、性別及び交付年月日等	7条1号	—
	保険者番号及び事業所名称	7条3号	保険者番号及び事業所名称
注文請書の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7条3号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、印紙、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—
注文書の写し	下請業者の業者名	7条3号	下請業者の業者名
	金額、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—
雇用保険加入に関する証明書の写し	事業所名・事業所所在地	7条3号	事業所名・事業所所在地
	労働保険番号	7条3号	労働保険番号
労働保険料等納入通知書の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名及び労働保険番号	7条3号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名及び労働保険番号
保険料納入告知額・領収済額通知書の写し	下請業者の業者名・住所	7条3号	下請業者の業者名・住所
	事業所整理記号・事業所番号	7条3号	事業所整理記号・事業所番号

公文書21 (続き)	令和 5 年 9 月 7 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
再下請負通知書	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名及び事業者ID	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・電話番号・代表者の氏名及び事業者ID
	許可番号及び許可（更新）年月日	7 条 3 号	許可番号及び許可（更新）年月日
	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等	7 条 3 号	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の事業所整理記号等
	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の資格内容	7 条 1 号	—
	安全衛生責任者、安全衛生推進者及び雇用管理責任者の氏名	7 条 1 号	—
工事発注書の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名
	支払条件及び金額	7 条 3 号	—
工事請書の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	支払条件及び金額	7 条 3 号	—
一般建設業の許可について（通知）の写し	下請業者の業者名・代表者の氏名、許可番号及び許可の有効期間	7 条 3 号	下請業者の業者名・代表者の氏名、許可番号及び許可の有効期間
変更届出書	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名
	許可番号、法人番号、許可年月日	7 条 3 号	許可番号、法人番号、許可年月日
	専任技術者等の氏名	7 条 1 号	—
	変更年月日及び備考欄	7 条 3 号	変更年月日及び備考欄
	手続を受託した事業主の名称、担当者の氏名、印影及び電話番号・ファックス番号	7 条 3 号	—
広島商工会議所特定退職金共済制度加入証明書の写し	下請業者の業者名・所在地・代表者の氏名及び事業所番号	7 条 3 号	下請業者の業者名・所在地・代表者の氏名及び事業所番号
労働保険加入・労働保険料等納付証明願の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	基幹番号等	7 条 3 号	基幹番号等
	労働保険の加入状況	7 条 3 号	労働保険の加入状況
	労働保険料等の納付状況	7 条 3 号	労働保険料等の納付状況
社会保険料納入証明書の写し	下請業者の業者名・所在地・代表者の氏名、事業所整理記号、事業所番号及び適用年月日	7 条 3 号	下請業者の業者名・所在地・代表者の氏名、事業所整理記号、事業所番号及び適用年月日
	未納の有無	7 条 3 号	未納の有無
技能検定合格証書の写し	個人の氏名、生年月日、検定職種、技能士の名称、証明文、証明年月日及び番号	7 条 1 号	証明文
健康保険被保険者証の写し	被保険者の氏名・振り仮名・生年月日・資格取得年月日、性別及び交付年月日等	7 条 1 号	—
	事業所所在地及び事業所名称	7 条 3 号	事業所所在地及び事業所名称
修了証の写し	修了証番号、個人の氏名・振り仮名、生年月日、顔写真、修了年月日及び有効年月日等	7 条 1 号	—

公文書21（続き）	令和5年9月7日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
技術者台帳（施工体制台帳様式）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
	下請業者の業者名	7条3号	下請業者の業者名
	顔写真	7条1号	—

公文書22	令和5年9月14日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書23	令和5年9月22日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書24	令和5年9月26日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書25	令和5年10月2日 区画線及び舗装復旧の追加について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書26	令和5年10月2日 高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書27	令和5年10月2日 中間検査の取りやめについて		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書28	令和5年10月9日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
注文書の写し	下請業者の業者名・元請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7条3号	下請業者の業者名・元請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—
注文請書の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7条3号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、印紙、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—

公文書29	令和5年10月10日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書30	令和5年10月23日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—

公文書31	令和5年10月31日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
注文書（変更）の写し	金額、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—
注文請書（変更）の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7条3号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、印紙、支払条件及び金額等の明細	7条3号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7条3号	—

公文書31（続き）	令和 5 年10月31日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
注文書（変更）の写し	下請業者の業者名	7 条 3 号	下請業者の業者名
	金額、支払条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—
注文請書（変更）の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、印紙、支払条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—

公文書32	令和 5 年11月 2 日		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
注文書（変更）の写し	下請業者の業者名	7 条 3 号	下請業者の業者名
	金額、支払条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—
注文請書（変更）の写し	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影	7 条 3 号	下請業者の業者名・住所・代表者の氏名・印影
	金額、印紙、支払条件及び金額等の明細	7 条 3 号	—
個別工事下請契約約款の写し	約款内容全て	7 条 3 号	—

公文書33	令和 5 年11月 7 日 第 1 1 回下請関係書類について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
技術者台帳（施工体制台帳様式）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
	下請業者の業者名	7 条 3 号	下請業者の業者名
	顔写真	7 条 1 号	—

公文書34	令和 5 年11月 7 日 変更登録コリンズについて		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7 条 1 号	—
	主任技術者の氏名	7 条 1 号	—
登録内容確認書（工事実績）	現場代理人及び主任技術者の氏名・振り仮名・生年月日・技術者 ID 及び従事期間	7 条 1 号	—

公文書35	令和5年11月7日 変更施工計画書について		
構成	不開示部分	理由	開示すべき情報
工事打合せ簿（鑑）	現場代理人の氏名	7条1号	—
	主任技術者の氏名	7条1号	—
再生資源利用計画書	工事責任者の氏名	7条1号	—
	調査票記入者の氏名	7条1号	—
	再生資材の供給元施設、再生資材の供給元場所住所	7条3号	—
再生資源利用促進計画書	搬出先名称及び搬出先場所住所	7条3号	—
再生資源利用実施書	工事責任者の氏名	7条1号	—
	調査票記入者の氏名	7条1号	—
	再生資材の供給元施設、再生資材の供給元場所住所	7条3号	—
再生資源利用促進実施書	搬出先名称及び搬出先場所住所	7条3号	—